事 務 連 絡 平成31年4月24日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

厚生労働省保険局医療課

改元に伴う柔道整復師の施術に係る療養費並びにはり師、きゅう師 及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いについて

改元に伴う保険医療事務の取扱いにつきましては、「改元に伴う保険医療事務の取扱いについて」(平成31年4月22日付け保医発0422第2号)により、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知されたところですが、柔道整復師の施術に係る療養費並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いについても、当該通知の「2 当職通知等により定める様式についても、上記1と同様であること。」による取扱いとなりますので、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。